

第69号議案

平成30年度神戸市工業用水道事業剩余金処分の件

平成30年度神戸市工業用水道事業剩余金を次のとおり処分する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久元喜造

1	当年度未処分利益剩余金	2,296,232,894円
2	利益剩余金処分額	
(1)	資本金組入	503,302,289円
(2)	建設改良積立金	<u>293,186,890円</u> <u>796,489,179円</u>
3	翌年度繰越利益剩余金	<u>1,499,743,715円</u>

理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考)

地方公営企業法　ぬきがき

(剰余金の処分等)

第32条　地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2　毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3，4　略